

平成二十七年二月十七日受領  
答 弁 第 五 一 号

内閣衆質一八九第五一号

平成二十七年二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出福島第一原発事故の影響を描いた著作物に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出福島第一原発事故の影響を描いた著作物に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「美味しんぼ」「鼻血問題」に答える」が刊行されたことは承知しているが、同書については、作者の表現物であることから、政府として見解を述べることは差し控える。

三について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年六月二十四日内閣衆質一八六第二三一号）九及び十についてでお答えしたとおりである。

四について

御指摘の事実については、承知していない。

五について

御指摘の「福島県内を訪問した人」及び「福島県民、更には大阪市はじめ震災がれきを受け入れた自治体住民」が鼻血を出す症状を訴えているとの事実を承知していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。